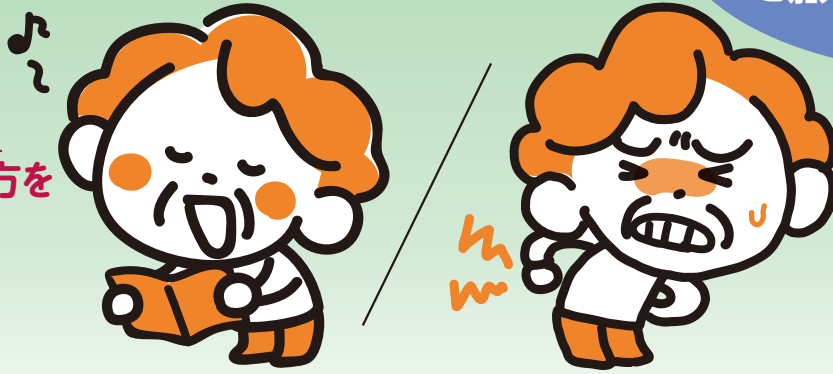


長野県退職教職員互助組合加入のご案内

約10,300名の現職教職員の方と
12,000世帯の退職組合員の方に
ご加入いただいております。

**ご自身が元気なとき
皆で病気やケガの方を
療養給付で
支えています**



**ご自身が病気や
ケガのとき
療養給付を受けて
医療費の負担を
軽くしましょう!**

「退職後も現職のときと同じようにみんなで助け合って暮らせるように」この思いを実現するために長野県退職教職員互助組合(退職互)は1965(昭和40)年に創設され、現在も運営されています。ご加入いただくと、退職後から療養給付(支払った医療費への補助金)を生涯にわたって受けていただくことができます。これまでに「4年間で約200万円の療養給付」を受けた方もいます。皆の助け合いが大きな支援につながります。

退職組合員さんより みなさんへのメッセージを 頂戴しました。

現役時代の「互助組合・自動還付」から退職により「医療費の自己管理の世界」に突入。かかりつけ内科はもちろん、歯科・眼科・耳鼻科・整形・皮膚…診察券だけでトランプや花札が出来そうです。診療科が多い昨今、3~2割負担でも給付は意外な額になり嬉しいものです。たいきょうごは退教者の「後」を「お互い」に「護って」くれる制度です。(71歳)

退教後・互護



私は現在、再任用2年目の勤務をしています。いよいよ退職の年となった2年前の4月に突然体調が崩れ、近くの開業医を受診したところひどい糖尿病と診断され翌日には緊急入院することとなりました。治療は毎日の血糖値測定とインスリン注射しかなく、病気そのものを直すことは今のところできないようで、70日に1度ほど定期的に通院し、そのたび2万円程度の医療費負担になります。

再任用となると給料も減ってしまうなか、全額とはいきませんが、この治療費を「療養給付」としていただけることに大変助けられています。私の病気も本当に突然発症したもので、いつ私のように医療にかからなくてはなくなるのかはまったくわかりません。すべての教職員の皆さま方にはぜひ加入しておいてほしいと思います。(61歳)

加入しておいて一番良かったと思うのは、療養給付を受けられたことです。はじめのうちは自分の分だけ受け取っていたのですが、配偶者も給付を受けることができる事を知り、リウマチで治療していた妻の分も受給するようになり助かりました。私もトシと共に病院通いが増え、大変です。(90歳)

現職のときに加入します

療養給付は退職後からになりますが掛金の積立のために加入は現職中にさせていただきます。長野県内の国公立小・中・特別支援・義務教育学校、公立高等学校に勤務する教職員及び教育関係機関に勤務する職員の方が加入することができます。(任期の定めがある方や講師・再任用の方はご加入いただくことができません。)



30歳までの加入期限があります

最終期限は満30歳に達した年度の末日です。30歳を過ぎて新規採用された方は採用年度内に限り加入できます。

平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの方
令和5年度新採の平成5年4月1日以前生まれの方
加入最終期限は2024(令和6)年3月末日です

途中脱退ができます

退職時に自由な選択ができます。退職時または現職中に脱退した場合は積立てた掛金全額が返金されます。

退職時の選択の
ときまで掛金は
『貯金』です

退職組合員になる

退職後から療養給付を受けることができます。掛金は返金されません。

脱退する(現職中の脱退もできます)

積立てた掛金が全額返金されます。療養給付を受けることはできません。

- 退職する年度内に到達する満年齢が45歳未満の方は規程により退職組合員になることはできないため、脱退となります
- 脱退後の再加入はできません
- 退職組合員資格を取得した後も脱退することはできませんが、この場合は掛金全額を返金することはいたしません

100%返金

療養給付の制度と特色

実際の給付事例をもとに作成した給付例も一緒にご覧ください。

POINT①!

通院の医療費も給付の対象

医療費が高額になる入院や手術だけでなく、日々の通院の治療代や医師の処方箋による薬局で調剤されたお薬代（保険診療分の治療や薬に限る）も給付の対象になります。

計算例 10月に下記の病院に通院した場合

A 歯科医院	10/4	3,400円	$\{(3,400+800+2,500+1,600) - 2,000\} \times 0.5 = 3,150円$ 【療養給付額】 3,100円
	10/18	800円	
B 病院	10/27	2,500円	
C 薬局	10/27	1,600円	



一般的な医療保険 保険会社によりさまざまですが、主な保障は病気やケガによる入院と手術の給付金である保険が多いです。

POINT②!

配偶者も給付が受けられる

退職時に配偶者分の給付資格も取得した場合は年齢や職業を問わず、組合員本人の退職日の翌日以降に受診した分の医療費から配偶者も療養給付を受けることができます。組合員本人の方が亡くなられた後も配偶者の方は引き続き給付を受けることができます。

一般的な医療保険 保障を受けられるのは被保険者1人だけです。

退教互の給付は **2人分!!**

POINT③!

退職後から一生涯給付

ひと月の給付限度額はありますが、給付総額の上限はありませんので、何歳になっても給付を受けることができます。

一般的な医療保険 保険期間が一生涯のものや一定期間のものがあります。

POINT④!

健康状態の告知不要

過去に罹った病気や持病があっても、加入して給付を受けることができます。

一般的な医療保険 現在の健康状態や過去の傷病歴などの事実を告げる告知義務が定められており、加入できない場合もあります。

給付例 その①

91歳で死去
組合員本人
昭和62年3月31日
退職
Aさん



88歳で死去
配偶者
民間企業に勤務
Bさん



昭和62年4月1日
60歳

退職組合員資格を取得

昭和62年4月1日
60歳

配偶者資格を取得

60代

毎月かかりつけ医を受診する。

給付額
外来: 151,360円

60代

かかりつけ医や歯科医院を受診する。

給付額
外来: 39,558円

10年後

70代

70代後半になると毎月複数の病院を受診するようになる。76歳のときには県外の総合病院に入院して手術を受けた。

給付額
外来: 64,966円
入院: 92,998円

70代

75歳になって毎月整形外科にも通院するようになる。

給付額
外来: 57,276円
入院: 26,958円

20年後

**80代
90代**

89歳のときに脳神経外科に5ヵ月入院した。その後は在宅医療を受けるようになる。91歳で再び入院し、肺炎のため死去。

給付額
外来: 173,406円
入院: 274,128円

80代

これまでと同じ病院に通院しているが、検査や薬代で10,000円以上の医療費を支払う月もあった。80歳、82歳、85歳のときに整形外科や眼科に入院。88歳で8ヵ月入院して、老衰のため死去。

給付額
外来: 230,472円
入院: 274,714円

2人が受け取った給付額
1,385,836円

給付例 その②

突然の高額な医療費にも対応!

69歳
組合員本人
平成27年3月31日退職
Cさん



平成27年4月1日
60歳

退職組合員資格を取得

**60歳
63歳**

内科、耳鼻咽喉科、眼科などの病院を受診。

給付額 外来: 23,352円

64歳

首に違和感を感じ病院で検査。検査入院の結果、悪性の腫瘍が見つかる。

給付額 外来: 11,724円 入院: 45,000円

半年間入院と通院で治療を行う。

給付額 外来: 94,272円 入院: 132,360円

通院での治療のみになる。

給付額 外来: 116,826円

**65歳
68歳**

薬を服用し、定期的に診察に通う。

68歳のときに消化器外科に10日間入院。

給付額 外来: 111,570円
入院: 40,080円

**現在
69歳**

これまでに2人が受けた給付額
720,228円

この間配偶者の方は**145,044円**の給付を受けました。

退教互の制度内容は将来にわたって安定・継続して事業を行うために、原則5年ごとにその妥当性について検証を行っています。そのため、財政検証の結果や国の医療制度変更などに応じて制度内容は変更していきます。療養給付も給付開始時（退職日の翌日）の基準が生涯続くのではなく、内容は途中で変更する可能性がありますことをご承知おきください。

令和6年4月からの療養給付制度

令和4年度に第6次財政問題検討委員会が開かれ制度内容の見直しが検討されました。その結果を受けて当組合では、令和6年4月受診分の医療費から療養給付の内容を変更することを決定いたしました。

	令和6年4月受診分より
給付額	受診者ごと、入院・外来ごと、受診月ごとの保険診療による窓口支払いの1ヵ月の合計額から2,000円を控除した額の5割。
給付額の端数処理	100円未満は切り捨て
70歳未満の方の月額給付限度額	外来 20,000円 入院 20,000円
70歳以上の方の月額給付限度額	外来 5,000円 入院 20,000円

まずは現在の制度から“療養給付”のおおよその内容をお分かりいただければ幸いです。



領収書や医療費のお知らせ通知を使って申請します

療養給付は申請給付です。医療費の領収書または保険者から発行された医療費のお知らせ通知のコピーを「療養費給付申請書」に添付して事務局までご提出いただきます。申請書の作成はとても簡単です。提出有効期限は受診月から3年間ありますので半年や1年分をまとめて申請することができます。事務処理の後、ご指定の口座に給付金を送金いたします。

療養給付の対象にならないもの

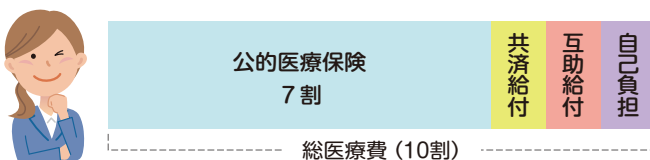
医療保険診療による自己負担額以外は給付の対象外になります。

例)

自費診療／人間ドック／健康診断／予防接種／文書料（診断書等）／補聴器／入院時に医療費の一部負担金以外に支払ったもの（入院時食事療養費・生活療養費・室料差額・寝具代・その他雑費）／車代／売薬（医師の処方箋以外の薬）／介護保険（デイケア施設利用料等）…など

現職中の医療費負担はどうなっているの？

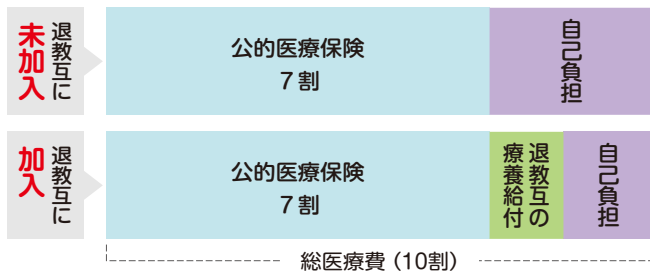
窓口負担した3割の支払いに対してあとから手厚い給付があるため最終的な負担は少額になります。



退教互に加入すると退職後の医療費負担はどうか？

公立学校共済組合、長野県教職員互助組合からの給付はなくなりますが、退教互からの給付があれば負担は軽減されます。

(自己負担3割の場合)



加入から療養給付を受けるまでの流れ

まずは加入!

お申込み

「加入申込書」に所定の事項を記入、捺印のうえ、所属長より職印をもらい事務局までお送りください。今年度30歳になる方と今年度新規採用となられた31歳以上の方の加入期限は年度の末日です。

翌月または翌々月から!

給与控除による掛金の積立てがはじまります

マイページにて積立状況は随時確認できます。

- ☑掛金は年10回(5月～翌年2月)給与控除します。所属によっては個人口座からの引き落としになります。
- ☑高校所属の教職員の方は長野県高等学校生活協同組合を通して給与控除します。高校生協への加入が必要になるため、未加入の場合は初回の掛金を控除する際に生協出資金一口500円を上乗せして控除します。(生協出資金は高校生協を退会するときに返金されます。)
- ☑掛金月額は下記ようになります。

●小・中・特別支援・義務教育学校所属の方の掛金月額は下記の計算式により算出します。

$$4月1日現在の給料月額 \times 1.04 \times \text{掛金率} \times 12 \div 10 = \text{掛金月額}$$

【掛金率】

36歳未満	1,000分の7	36歳以上41歳未満	1,000分の7.5	41歳以上46歳未満	1,000分の8
46歳以上51歳未満	1,000分の9	51歳以上56歳未満	1,000分の10	56歳以上	1,000分の11

算出例：給料月額が222,000円で今年度末の年齢が24歳の方
 $222,000円 \times 1.04 \times 7/1000 \times 12 \div 10 = 1,940円$

●公立高校や教育関係機関所属の方の掛金月額は年齢別掛金表により決定します。

【掛金月額のみやす(年齢別掛金表より)】

20代 1,370円～2,220円 30代 2,310円～3,210円 40代 3,270円～4,470円 50代～60歳 4,500円～5,790円



掛金をご自身の退職年度の掛金総額まで納めていただきます。

毎年、前年度の理事会で協議して翌年度にご退職の方の掛金総額を決定しています。金額は国の医療制度や当組合の財政状況によって変動します。

令和5年度ご退職の方の掛金総額は100万円です



掛金の給与控除は積立額が991,000*円を超える直前で自動的に停止します。

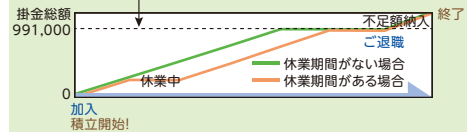
ご退職の前年度に掛金総額を決定するため、給与控除による積立ては一定額を超える直前で停止して、総額までの不足分は退職時に納入いただいております。

*令和5年度時点での金額です

育児休業等の期間は掛金の納入が猶予されるため積立てはストップします。

期間終了後より給与控除による積立てを再開します。

積立てを中断していない場合よりもこちらに到達するのが遅くなります。掛金総額には影響しません。



退職の年になったら!

ご退職の手続き

- ☑マイページを使います。退職後の住所や療養給付の送金先などを登録します。配偶者分の給付資格も取得する方はお名前等を登録します。脱退する場合もここで手続きします。
- ☑掛金総額までの不足額を退職金が支給された後に納入していただき掛金総額を完納します。その後は掛金の支払いはありません。
- ☑ご定年前に退職される場合は年齢加算額も納入していただきます。(年齢加算額：定年退職年齢から退職時の年度年齢を差し引いた年数に2万円を乗じた金額)

ご退職後

- ☑退職日の翌日の医療費から療養給付を受けることができます。再任用期間も給付を受けられます。また、配偶者は現職中でも給付を受けられます。
- ☑単身で給付資格を取得した方には単身者給付(45万円)があります。

ご夫妻で教職員の場合

2人とも現職組合員である必要はない?

1人だけが加入し、その方が45歳未満で退職となった場合は、規程により脱退する選択しかできません。退職後に療養給付を受け取る資格を2人とも取得することができなくなってしまいます。そのため、2人で加入していただいた方が安心です。

2人とも現職組合員の場合どうなるの?

現職中は貸付事業を各自でご利用いただくことができます。最終的には先に退職となる方が掛金総額を完納して2人分の給付資格を取得し、後に退職される方はご自分の退職時に掛金の返金を受けるご夫妻が多いです。

しかし、療養給付は組合員本人の口座に配偶者の方の給付金も送金されるため、お金の管理は各自で行いたいという場合は、配偶者の給付資格は取得せずに、各自の退職時に自分の給付資格だけを取得するという選択をすることもできます。



貸付事業のご案内

現職中は当組合の低利な貸付をご利用いただくことができます。詳細はウェブサイトにて載せておりますのでご覧ください。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。



退職教職員互助組合

〒380-0846

長野市旭町1098番地 信濃教育会館3階

お問合せ ☎ (026) 232-5331・234-5067

<https://taikyogo.org>

たいぎょうこ



○本案内と行き違いで加入申し込みの手続きをしていただいております場合は、ご容赦いただけますようお願い申し上げます。
○本案内に掲載されている内容は全て2023(令和5)年度現在のもので、財政状況等により制度内容は変更してまいります。